

## 名古屋市環境保全条例の改正（土壌・地下水汚染対策）に関する Q &amp; A

## 1. 全般

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
1	油臭・油膜などの油汚染は、条例改正により規制の対象となるか。	<p>土壌汚染対策法や環境保全条例では、特定有害物質（ベンゼン、鉛等）による土壌汚染を対象としており、油臭・油膜は対象としていません。</p> <p>油臭・油膜が確認された場合の対応は、油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月環境省水・大気環境局土壌環境課）を参考にしてください。</p>
2	環境保全条例は、名古屋市域にのみ適用されるのか。	その通りです。
3	名古屋市の環境保全条例の改正と同様に、周辺の市町村でも条例改正が予定されているか。	<p>名古屋市を除く愛知県内の市町村は、県民の生活環境の保全等に関する条例（愛知県条例）が適用されています。土壌汚染に係る愛知県条例は、平成 22 年 10 月に改正施行されています。</p> <p>条例改正等の動向については、関係する自治体へお問い合わせください。</p>
4	法に基づき形質変更時要届出区域に指定された土地が、条例に基づき措置管理区域や拡散防止管理区域に指定されることはあるのか。	<p>法に基づき土壌汚染の報告があった土地は法の区域（要措置区域又は形質変更時要届出区域）に指定され、条例に基づき土壌汚染の報告があった土地は条例の区域（措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域）に指定されます。</p> <p>したがって、原則として、ある土地が法の区域と条例の区域の両方に指定されることはありませんが、法の形質変更時要届出区域に指定された場合で、生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、条例に基づく措置が必要となります。</p>

## 2. 調査契機

### (1) 土地の形質変更時の調査（条例第55条関係）

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
5	建物を解体するが、土間コンクリート等を撤去しない工事は、環境保全条例第55条に規定する土地の形質の変更に該当するか。	土地の形状を変更しない工事（現在の地表面を変更しない工事）は該当しません。
6	土地の形質の変更はどういった行為を指すのか。	切土、盛土、掘削など土地の形状を変更する行為全般を指します。

### (2) 地歴調査（条例第55条、57条関係）

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
7	環境保全条例第57条に基づく地歴調査は、どういった土地の範囲でどのような方法で行うのか。	土地の形質の変更をしようとする範囲を対象に、登記簿、過去の地図、航空写真その他の資料により、可能な限り遡って工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴を調査し、特定有害物質を取り扱っていた工場等が設置されていた場合には、工場等に係る台帳の閲覧や設置者への聞き取り等により、特定有害物質等の取扱いの状況等を調査しなければなりません。 また、過去の土壌汚染等の調査の結果（土地の形質の変更を予定している土地において調査が行われたことがある場合）や地質に関する資料等についても可能な限り、入手、整理する必要があります。 詳細については、新指針第3をご参照ください。
8	環境保全条例第57条に基づく3,000㎡以上の土地の形質の変更時の地歴調査は、指定調査機関が行わなければならないか。	指定調査機関が行わなければならないものではありません。 新指針第3に定める方法により地歴調査を行い、その結果を報告してください。

### (3) その他

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
9	工事で発生した残土をその土地から搬出する場合は、土壌調査が必要ではないか。	法、環境保全条例等に定める調査の契機に該当しない場合、土壌調査の要否は、土地の所有者等により判断されるべきものと考えます。

10	法に定める調査契機に該当せず、環境保全条例に定める調査契機に該当するのは具体的にどのような事例か。	有害物質使用特定施設を設置している工場等の敷地内において、当該施設の使用を廃止することなく、500 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満の土地の形質の変更を行う事例等が該当します。(法第 3 条に該当せず、環境保全条例第 55 条に該当)
----	---	--

### 3. 自主調査

#### (1) 全般

番号	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
11	売買を予定している土地について、自主的に地歴調査を行った結果、土壤汚染のおそれがあると考えられる場合、試料採取等が必要か否かの判断は市が行うのか。	法、環境保全条例等に定める調査の契機に該当しない場合、土壤調査の要否は、土地の所有者等により判断されるべきものと考えます。
12	自主調査結果の報告を怠った場合、罰則はあるか。	罰則は設けられておりません。

#### (2) 対象となる調査

番号	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
13	どのような調査が自主調査に該当するのか。	法や環境保全条例に規定された調査契機に該当せず、自主的に実施された土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査が該当します。
14	自主調査において、その分析方法が「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年環境省告示第 18 号)や「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年環境省告示第 19 号)ではなく、「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境省告示第 46 号)による場合も、条例に基づく報告の義務が発生するか。	土壤を「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境省告示第 46 号)に定める方法により分析し、土壤汚染等処理基準に適合しないことが判明した場合も、環境保全条例第 57 条の 2 に基づく報告の対象となります。
15	ボーリング等により採取した土壤の分析は、自主調査に含まれるか。	土壤を「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」、「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」又は「土壤の汚染に係る環境基準について」に定める方法により分析したものであれば、自主調査に含まれます。
16	工事で建設汚泥が発生する際、事前に汚泥になる前の土壤を分析することがあるが、自主調査に含まれるか。	

17	自主調査の結果、基準に適合していた場合もその結果を報告してよいか。	報告していただくことはできますが、法や環境保全条例に基づき審査等を行うものではありませんので、ご了承ください。
----	-----------------------------------	---

(3) 自主申請（法第14条）

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
18	環境保全条例に基づき土壌汚染等調査を行った結果、土壌汚染が判明した土地について、法第14条に基づく申請をしてもよいか。	法第14条に基づき申請することができます。
19	法第14条に基づく申請の件数を公開して頂きたい。	<p>名古屋市では自主申請制度が制定された平成22年度以降、平成23年度に1件、平成24年度に2件、合計3件の申請がありました。</p> <p>なお、環境省のホームページ (<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html</a>) に掲載されている「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」に調査契機ごとの指定件数が記載されていますので参考としてください。</p>

4. 区域指定

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
20	区域指定に係る基準の中に、周辺の土地における飲用井戸の有無とあるが、周辺の具体的な定義を示して頂きたい。例えば汚染敷地から半径何メートルとか、地下水の上流、下流とか。	<p>法の「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」と考え方は同じです。</p> <p>地下水汚染が到達する具体的な距離については、次のとおりです。</p> <p>第一種特定有害物質：概ね1,000m          六価クロム：概ね500m          砒素、ふっ素及びほう素：概ね250m          シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質：概ね80m</p> <p>距離以外の条件についても法と同じで、地下水の流動方向が明らかな場合は、不圧地下水の主流動方向の左右90度の範囲であること、一定条件を満たした河川等を超えないことが挙げられます。</p>

21	<p>区域の指定に係る基準の拡散防止管理区域の基準に「汚染された地下水の湧出により、環境基準に適合しない公共用水域の地点の有無」とありますが、具体的に教えて頂きたい。</p>	<p>現に汚染された地下水が公共用水域に湧出することによって、公共用水域の環境基準が超過しているか、超過することが確実な公共用水域の地点がある場合です。この湧出地点が、区域指定に係る土地の地下水汚染が到達し得る範囲内にあれば拡散防止管理区域に指定されます。</p> <p>公共用水域の環境基準超過及びその原因が湧出によるかどうかは、市の調査により判断します。</p>
22	<p>第一種及び第三種特定有害物質による汚染が判明した場合は、措置管理区域又は拡散防止管理区域のいずれかに指定される。(形質変更時届出管理区域には指定されない) という事か。</p>	<p>第一種及び第三種特定有害物質による汚染であっても、当該土地が以下に該当する場合は、形質変更時届出管理区域に指定されます。</p> <p>①昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立て等により造成された土地であり、専ら埋立て用材料により基準に適合しない土地</p> <p>②公有水面埋立法に基づく埋立て等により造成された土地であり、かつ、工業専用地域内にある土地</p>
23	<p>埋立地だけでなく、干拓地の取扱はどうなるのか。埋立て等に該当するのか。</p>	<p>公有水面埋立法に基づく干拓地は埋立て等に該当します。</p>
24	<p>市長の判断する生活環境に係る被害は、自然由来をどの様にとらえているのか。</p>	<p>自然由来相当と考えられる場合、具体的には重金属等(シアンを除く)による汚染で第二溶出量基準に適合する場合(特定有害物質等取扱事業者の行為により汚染が生じたことが明らかなものを除く。)は、生活環境に係る被害はないとして形質変更時届出管理区域に指定します。</p>
25	<p>拡散防止管理区域に指定され、指示で地下水の水質測定をすると形質変更時届出管理区域となるのか。</p>	<p>地下水の水質測定については、措置が完了することがないため、形質変更時届出管理区域に移行せず、拡散防止管理区域のままです。</p>
26	<p>条例で区域指定がなされた土地について、法に基づく3000㎡以上の形質変更の届出をした場合、改めて法の区域指定がされることはあるのか。</p>	<p>法解釈上は、改めて調査命令が発出されて、法の区域指定がされることとなります。具体的な運用については今後整理させていただきます。</p>

## 5. 措置

### (1) 汚染の除去等の措置（条例第58条の2）

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
27	汚染の除去等の措置を指示されたが、事業を継続するために汚染区画上に設置されている設備の移動が不可能である場合はどうすればよいか。	指示をする措置の内容は、汚染の状況により設定しますが、一律に掘削除去を求めものではありません。また、指示した内容のほか、同等以上の措置によることも可能ですので、対策可能な措置内容をご相談ください。

### (2) 地下水の水質の測定

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
28	拡散防止管理区域において指示された地下水の水質の測定を実施しているうちに、地下水基準の10倍を超える状態となったが、土地利用の状況から地下水汚染の拡散防止の措置を行う事が、物理的に困難な状況である場合はどのような指導が行われるか。	汚染状況や土地利用状況により、封じ込めや地下水汚染の拡大防止等、複数の措置の中から実施可能なものを検討していただくことになります。
29	拡散防止管理区域において、地下水基準の10倍を超える判定はどの地点の井戸で行うのか。汚染源、敷地境界で区分されるのか。	対象地内で基準の10倍を超える地下水汚染が確認された場合と考えます。汚染源、敷地境界の区分はされません。

### (3) 対策終了後のモニタリング

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
30	観測井戸の深さの規定はあるか。	観測井戸について深さの規定はしていませんが、土壌汚染又は地下水汚染の影響を適切に知り得る深さ（帯水層）である必要があります。

(4) 管理区域における土地の形質の変更（条例第58条の7、58条の9）

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
31	土地の形質変更時に計画の届出が必要となる「形質変更」の対象となるのはどのような場合か。	法と同様、次のいずれかに該当する形質の変更については届出が必要です。 ①汚染の除去等の措置又は汚染の拡散を防止するための措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加える場合 ②土地の形質の変更であって、その面積が10 m <sup>2</sup> 以上であり、かつ、その最大深さが50 cm以上である場合 ③土地の形質の変更であって、その最大深さが3m以上である場合
32	拡散防止管理区域における施工方法の制限は、法の一般管理区域と同様か。また、形質変更時届出管理区域における施工方法も緩和されると考えてよいか。	拡散防止管理区域の施行方法は法の一般管理区域と同様になります。 また、形質変更時届出管理区域における施工方法は、法の特例区域に相当する区域には緩和措置が適用されますが、原則としては法の一般管理区域と同様です。

6. 管理汚染土壌の運搬（条例第60条から60条の6）

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
33	管理区域内の清浄土壌も管理汚染土壌とよぶか。	管理区域は平面的に単位区画ごとに指定します。市長に対し土壌汚染処理基準に適合している旨の申請をした結果、市長により認定された土壌を除き、指定された区画内にある土壌はすべて管理汚染土壌です。
34	管理汚染土壌搬出時の届出は、誰が行うのか。	搬出の届出は搬出しようとする者が行うこととなります。一般的には、措置となる行為の発注者が該当します。
35	管理票の様式は、法に規定する様式（様式第19号）と同じか。	管理票の様式（第20号様式）は、法に規定する様式と概ね同等な様式です。 法の様式に準拠した管理票を使用しても構いません。

## 7. その他

番号	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
36	宅建業法の重要事項説明等について、今回の改正によりどのような対応が必要となるか。	環境保全条例の改正に伴い宅地建物取引業法の重要事項説明等が変更されることはありません。ただし、旧条例に引き続き、土地取引にあたっては、土壌調査結果等の記録を引き継いでゆくことを規定しています。